

I 市民による市民のためのまち

恵庭市まちづくり基本条例が施行(平成26年1月1日)され、市民と行政の協働によるまちづくりを進めています。条例に対する市民、市職員の理解を深め、条例を基本としたまちづくりや施策の推進が必要となっています。

特に、これからの人口減少社会においては、税収減による財政の縮小が見込まれ、行政主導の手法だけでは対応しきれなくなる場面が増えてくることが考えられます。行政は、経常収支の改善などの観点に立って、安定した財政運営、効率的な行政運営を行う必要があり、事務・事業のスリム化、地域課題に的確に対応するための体制づくりなど行政のあり方を変革し、市民の視点に立ったサービスを提供していくことが必要です。



また、真に市民の視点に立ったサービスを提供するためには、市民の協力が欠かせません。行政として、迅速、的確で、かつ様々な媒体を活用した効果的な情報発信により、市民が分かりやすい情報を得られるよう努めると共に、まちづくりにおいては、市民が自発的に行動する本市の地域性を活かしながら、市民と行政が共に考え、コミュニケーションを図り、「これからの時代に必要なもの」「これからの時代に必要だけでも市民間でもできること」「市民だからできること」を選択しながら、それぞれの能力を活かし、役割を分担して行動に移していく、市民による市民のためのまちをつくっていきます。



1 様々な担い手によるまちづくり

市民と行政が、それぞれの能力を活かし、役割を分担して課題の解決に取り組む「協働」によるまちづくりを推進していきます。

2 時代のニーズに沿った変革

「選択と集中」を軸として、多くの市民の声を聴き市民の意見を反映させながら効率的な行政運営を図っていきます。

3 ともに学びともに知る情報

市民と行政が情報を共有し、コミュニケーションを図ることによる開かれた行政運営の推進を図っていきます。

II 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、自然の脅威を思い知らされた出来事でした。いつ、どこで、このような大災害が起こるかわからず、社会的に、万が一の事態に対する備えが必要であるという意識が高まっています。

例えば、本市の防災は、被害を最小化する「減災」の考え方を基本としています。予防対策、応急対策、復旧対策の効果的実践のため、防災体制の確立に向け自主防災組織の育成や要援護者の支援体制の確立など、地域防災力の向上が重要と考えます。

また、誰もが安心して暮らすためには防災はもちろんのこと医療や福祉、健康づくりなど元気に暮らせる環境整備が必要です。

このような安全安心に暮らせるまちを実現するため「地域力」の向上に向け、人材育成や包括的なネットワークづくり、情報提供などの啓発活動を行い、日常的に、自らを守る「自助」、近隣社会が助け合う「共助」、行政が力を発揮する「公助」による協働の仕組みづくりを推進し、市民同士、市民と行政が連携し合える、まちづくりを進めていきます。

4 災害に強い地域防災力

大規模災害に備えて平常時から市民の防災意識の高揚を図るとともに「自助・共助・公助」による協働の仕組みづくりの推進を図っていきます。

5 支えあう消防救急体制

市民との連携による消防救急体制の推進を図っていきます。

6 安全安心の日常生活

地域ぐるみで、事故・犯罪のない安全で安心して暮らせる明るいまちづくりをめざします。

7 助け合いのちを大切にするまち

市民一人ひとりのいのちや人権が尊重され、市民がお互いに助け合い住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

8 夢と健康を育むまち

恵庭市スポーツ振興まちづくり条例に基づき、夢を育みながら子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたって健康で元気に暮らせるまちの実現を図っていきます。

9 持続可能な地域医療・介護体制

誰もが安心して暮らせる地域を実現するため、市内医療機関や近隣市との連携により、安心して医療が受けられる救急医療体制を整備するとともに、地域包括ケアシステムの充実を図ります。